

2025年12月4日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 マ ン ダ ム
代表 者 名	代表取締役社長執行役員 西村 健 (コード: 4917、東証プライム市場)
問合わせ先	CFO 澤田 正典 (TEL. 06-6767-5020)
会 社 名	カロンホールディングス株式会社
代表 者 名	代表取締役 松山 幸功

(変更) カロンホールディングス株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「カロンホールディングス株式会社による株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

カロンホールディングス株式会社は、株式会社マンダムの株券等に対する公開買付けに関する2025年9月26日付公開買付届出書（2025年10月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年10月10日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月19日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び同年11月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）について、金融商品取引法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2025年12月4日付で関東財務局長に提出する必要性が生じました。これに伴い、2025年9月25日付「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2025年11月5日付で公表した「（変更）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、2025年11月19日付で公表した「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」及び2025年11月27日付で公表した「（変更）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。）の内容が別添のとおり変更されますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、カロンホールディングス株式会社（公開買付者）が、株式会社マンダム（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025年12月4日付「（変更）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」

2025年12月4日

各 位

会 社 名 カロンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 杉山 幸功

(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

カロンホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社東京証券取引所のプライム市場に上場している株式会社マンダム（証券コード：4917、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を非公開化することを目的とした一連の取引の一環として、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2025年9月26日より開始しております。

対象者が2025年12月4日付で公表した「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において本公開買付けに関する追加の意見を表明したことにより、2025年9月26日付で提出いたしました公開買付届出書（2025年10月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年10月10日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月19日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び同年11月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、訂正すべき事項が生じました。

これに伴い、2025年9月25日付「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2025年11月5日付で公表した「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」、2025年11月19日付で公表した「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」及び2025年11月27日付で公表した「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。）の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

2. 本公開買付けの概要

（訂正前）

〈前略〉

さらに、公開買付者は、2025年11月27日付で、対象者に対して、提案書を提出し、同年11月27日付で本買付価格変更、公開買付期間の延長及び本ストラクチャー変更を行うこと、並びに応募合意株主（CI11ら）との間で本応募契約（CI11ら）を締結した事実及び応募合意株主（ひびき）との間で本応募契約（ひびき）を締結した事実を通知いたしました。

これらを受け、公開買付者は、本変更覚書（本取引基本契約）、本変更覚書（本株主間契約）、本応募契約（CI11ら）及び本応募契約（ひびき）を締結したこと並びに本買付価格変更に伴う公開買付届出書の訂正届出書の提出により、法令に基づき必要となる公開買付期間を確保するとともに、本応募契約（CI11ら）締結の条件を満たすため、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年11月27日から起算して15営業日を経過した日に当たる2025年12月18日まで延長することといたしました。

（訂正後）

〈前略〉

さらに、公開買付者は、2025年11月27日付で、対象者に対して、提案書（以下「本提案書」といいます。）を提出し、同年11月27日付で本買付価格変更、公開買付期間の延長及び本ストラクチャー変更を行うこと、並びに応募合意株主（CI11ら）との間で本応募契約（CI11ら）を締結した事実及び応募合意株主（ひびき）との間で本応募契約（ひびき）を締結した事実を通知いたしました。

これらを受け、公開買付者は、本変更覚書（本取引基本契約）、本変更覚書（本株主間契約）、本応募契約（CI11ら）及び本応募契約（ひびき）を締結したこと並びに本買付価格変更に伴う公開買付届出書の訂正届出書の提出により、法令に基づき必要となる公開買付期間を確保するとともに、本応募契約（CI11ら）締結の条件を満たすため、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年11月27日から起算して15営業日を経過した日に当たる2025年12月18日まで延長することといたしました。

対象者は、公開買付者以外の第三者も含めた候補者を対象とし、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案を得ることを目的とした手続（以下「本手続」といいます。）を開始したところ、2025年11月27日、公開買付者から、同日付で本公開買付価格を1,960円から2,520円とする旨の本買付価格変更を決定したことを含む本提案書を受領するとともに、公開買付者が同日付で本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を提出したことを受け、本公開買付けに対する対象者の2025年11月4日付意見（本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨については撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見をいいます。以下同じです。）を変更すべきかについて、慎重に検討を行ったとのことです。

そして、2025年12月4日、対象者取締役会は、本特別委員会から、対象者取締役会が、本公開買付けに対して賛同するべきであるとの本特別委員会の意見には変更はない一方で、本公開買付けは、魅力的な価格により対象者株式を売却する合理的な機会を対象者の株主に対して提供するものであると考えるもの、現時点においては、対象者が本手続を実施していることを踏まえ、対象者取締役会が、本公開買付けに対して賛同するべきであるとの本特別委員会の意見には変更はないものの、対象者取締役会が対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨するべきであるとの意見は撤回し、対象者取締役会は、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねるべきであると考える旨の2025年11月3日付追加答申書（2）に基づく答申に引き続き、対象者取締役会は、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の判断に委ねるべきであると考える旨の2025年12月4日付追加答申書（3）（以下「本追加答申書（3）」といいます。）の提出を受けたとのことです。

対象者は、本特別委員会から提出を受けた本追加答申書（3）の内容を最大限に尊重しながら、本買付価格変更等の条件変更後の本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであるか等の観点から本公開買付けに対する対象者の2025年11月4日付意見を変更すべきかについて、慎重に検討を行った結果、2025年12月4日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持する一方で、本公開買付けは、魅力的な価格により対象者株式を売却する合理的な機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであるといえるものの、現時点においては、対象者が本手続を実施していることを踏まえ、引き続き、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者 (affiliate) は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることのできない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及びその関連者（対象者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条 (b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表等は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。